

令和元年度第二回東久留米市地域自立支援協議会

令和元年 7 月 23 日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより令和元年度東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

それでは、まず初めに資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。

一番上にありますのが、本日の次第でございます。続きまして、資料 2-1 「令和元年 第一回相談支援部会報告」でございます。続きまして、資料 2-2 「施設入所支援サービスの利用状況について」でございます。続きまして、資料 2-3 「福祉施設から一般就労した者の職場定着状況について」でございます。続きまして、資料 2-4 「平成 31 年度 東久留米市第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画 P D C A 表」でございます。続きまして、資料 2-5 「参考資料 サービス決定数」でございます。それと資料番号は振っておりませんが、「令和元年度 地域自立支援協議会交流会の開催について」という資料も配付しております。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら挙手にてお知らせください。

会を進めるに当たっての注意事項です。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってからご発言ください。手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話をされると、どちらの方の発言かわかりにくくなります。お一人ずつご発言をいただけますようお願いいたします。本日はマイクもご用意しておりますので、挙手があった際、係の者がマイクをお渡しいたします。

それでは、ここからの進行は村山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 村山です。改めまして、よろしくお願いいたします。

まず、本日はですが、傍聴をご希望の方がいらっしゃいます。市の障害福祉課の方に既に確認をしていただいておりますので、特に問題ないと思いますので認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それではお願いいたします。

もう1つですが、この後のお仕事の関係で早く退室される方がいらっしゃるかと聞いております。この後の市役所の側の都合もあり2時50分をめぐりに終わらせたいと思っておりますので、途中で休憩をとらずに進めさせていただく予定ですので、給水等は適宜、委員の皆様のご判断でなさってください。よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、報告事項の1番になります。青年・成人期の余暇活動支援に関する市の取り組みにつきまして、障害福祉課長よりお願いいたします。

【障害福祉課長】 それでは青年・成人期の余暇活動支援に関する市の取り組みについてご説明させていただきます。

6月議会におきまして、障害のある青年・成人期、成人の余暇活動の支援を求める請願がありました。青年・成人期の余暇活動につきましては東京都の補助事業が使えることから、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業の活用に関して、①他市の実施状況、②補助対象事業、③補助率の引き上げ等支援の拡充、④地域生活支援事業との兼ね合いについて、等が質疑の中で行われたところでございます。

質疑の結果をふまえ討論を行ったところ、議員の方から、「障害を持つ当事者の地域生活を保障し拡大していくためには、どのような制度の活用が有効かの議論はまだ必要であるが、請願の趣旨には賛同できるので、本請願は趣旨採択とすべき」との動議が提出されました。この本動議を詮議したところ、ほかの委員より、市としても地域自立支援協議会での議論を待つことも重要であり、また国や東京都の補助制度や支援の目的等が十分確立された上で行うべき、よって趣旨採択には賛成するという意見がありました。この結果、この請願につきましては趣旨採択という結論に至ったわけでございます。

この質疑の中で、市側ですぐに対応できることとしまして、さいわい福祉センターの施設の貸し出し等を挙げさせていただいたところでございます。この部屋の貸し出しにつきましては、関係団体との話し合いの中で、場所等はないということを受けて、市側の回答として述べたところでございます。

今回、この場で、さいわい福祉センターの活用について、余暇活動の支援の場所として、さいわい福祉センターの貸し出しについて、ご意見等をいただければと思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。村山です。今の課長のご説明に関連して、ご意見ご質問等おありの委員いらっしゃいましたらお知らせください。

おそらく市としてできること、今そういうご説明があったのですけれども、

それに関連して、委員の皆様のご意見をいただきたいという趣旨だろうと思うのですけれども、いかがでしょうか。有馬委員、お願いします。

【委員】 優優の有馬です。貸し出しというのは、今、青年活動をやっている団体なり事業所にむけて定期的にとということなのか、その日を単純にオープンにしていますよということなのか、具体的にはまだ決まっていなかったかもしれないのですけれども、今の段階での市としての見解を教えていただければと思います。

【会長】 はい、お願いします。

【障害福祉課長】 具体的にはまだ決まっていないところではございますが、今後考えているところでは、関係団体との話し合いの中でどのように貸していくか等は検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。有馬委員、よろしいですか。それでは、そのほかにご意見やご質問等おありの委員いらっしゃいますか。武藤委員、お願いします。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。私も以前から、本校の保護者の方から青年の余暇活動についてニーズがありますということをお伝えさせていただいておりました。まだどのような形で運営とか担っていただけたところがまだはっきりしていないかと思うのですけれども、保護者の方からは、他市のように実費負担でもやっていただきたいといったお声もあるので、今後、どのような形で東久留米でできるか、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。何かコメントされますか。いいですか。そのほかいかがでしょうか。堀野委員、お願いします。

【委員】 親の会の堀野です。さいわいセンターを貸し出していただけたということで、とてもいい、ありがたいと思っています。現時点では、場所だけ貸していただいて、そこで誰がその子たちを見るのかとかというのは、まだわからないのですよね。

【会長】 お願いします。

【障害福祉課長】 関係団体の方と話し合ったときには、まず場所が確保できないという話を伺ったことから、さいわい福祉センターの部屋の貸し出しを考えられるというお話をしました。今後どのようにしていくのかは、その関係団体と話し合いながら、調整していきたいと考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。村山です。そのほかはいかがでしょうか。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。青年・成人期の余暇活動についてということでの請願書が出たということですが、請願書の文書は資料としてありますでしょうか。

【障害福祉課長】 申し訳ございません。お配りはしていないので、次回にでもお配りいたします。

【委員】 磯部です。青年・成人期の余暇活動については福祉計画の中でも我々のほうでは検討していこうということであったので、そのことと内容が同じなのかどうなのかということを確認したかったのですけれども。

我々としては、計画の中では、児童には放課後等デイサービスがあると。同様なサービスが成人にはないので調査研究していきますというような取り組みをしてきたのです。今回の議会の中でどういう議論があったかわからないのですけれども、結果としては、さいわいセンターの場所貸しというところから出発していきたいというふうに、受け取ってはいるのですけれども。

ただ、やっぱり、放課後等デイサービスの内容が、子供たちの余暇活動と、もう一方では親の就労保障がくっついているというところが、なかなかやっぱり会議の中でも整理ができない部分ではあるのかなと思っています。あくまでも障害福祉サービスということで考えた場合には、余暇というところでは、基本的に余暇の内容とか、どんな文化的な取り組みがあるのかなという中で、障害のある利用者の方たちが選ぶみたいな、選ばれるものがあるのかなというふうには自分は思います。

それと障害は幅がありますから、中途障害から、小さいころから障害負っていたりとか。一般就労して頑張っている障害のある人が、なかなか地域でリラックスして、地域のほかの人と音楽活動とか、そういう美術等活動とか、そういうことも必要なのかなと考えたときに、一定程度、地域の取り組んでいるものを、一方ではお知らせしながら、余暇活動の充実というのを提供していくという方法もあるのかなと。場所貸しとそういう情報提供と、あとは放課後等デイサービスで課題になっている親の就労保障はどういうところで、障害福祉だけでないと思いますが、どういうところで保障ができるかというところが整理していく必要があるのかなと思っているので、その一つの取り組みとしてさいわいセンターが有期限でやっていくとなると、一つの選択肢が増えたという意味では評価できるのかなと思います。大きな課題の一つだろうなと思いますので、そういった多様な情報、多様な余暇活動を示していくというのがとても大事かなと感じています。

【会長】 ありがとうございます。先に趣旨を確認していいですか。課長、

お願いします。

【障害福祉課長】 請願の趣旨について説明させていただきます。

あらためて、障害のある子供たちのための放課後等デイサービスは2012年に制度化され、現在全国で約20万人が利用するまでに急成長し、放課後の生活は親と子にとってなくてはならないものとなっています。しかし、学校卒業後からその生活は一変し、青年期の余暇支援は個別のサービスを利用する以外、ほとんど制度がない現状で、親たちは強い危機感と不安を抱えています。市内には集団的な余暇支援のグループはありますが、苦しい運営を余儀なくされています。

東京都では2016年3月、都議会に提出された「障害のある青年・成人の余暇活動を支えるための制度を国につくってほしい」という請願は全会派一致で採択され、国に対し意見書が送られています。その後、東京都の「包括補助事業」を利用し、青年・成人の余暇活動を支える近隣自治体の取り組みも始まっています。

さらに2019年3月の国会衆議院予算委員会で根本厚生労働大臣は、そういった取り組みには、地域活動支援センターや日中一時支援などがあり、予算案の拡充を図っている」「制度面からも好事例の普及や全国的実態把握に努めなければならない」「必要な支援を行ってまいりたい」など、国として初めての障害のある青年の余暇についての考えを示し、前向きな答弁をしました。

当市においても、「第5期障害福祉計画」に「重点的に取り組むべき政策」として、「青年期の余暇活動に対する取り組み」が位置づけられ、「調査研究していく」とし、昨年12月には「青年・成人期の余暇活動支援状況調査」が事業所宛てに実施されました。社会的交流が難しい青年期の障害者本人や放課後が生活の一部となっている学齢期の子供たち、働く親や高齢の親たちは一日も早い余暇活動の事業化を願っています。

そこで、青年・成人期の障害者が日中活動や就労の終了後に余暇活動を行う事業所の取り組みに対して、東久留米市は積極的な支援を目指してください、ということで、請願として上げられているところでございます。

請願の趣旨については以上でございます。

【会長】 済みません。先にちょっと確認したいのですが、例えば今回趣旨採択で市の取り組みをこれから進めるに当たって、例えば具体的なスタートの時期の目安とかというのは、今、決まっているのですか。

【障害福祉課長】 具体的にはまだ決まっていないのですが、関係団体との話し合いを行いながら、実際、さいわい福祉センターの利用の貸し出しについて考えていきたいとは考えております。

【福祉保健部長】 先ほど磯部委員からも言われたとおり、青年期の余暇活動事業はこれまでもご検討、いろいろご意見等もいただいております。なかなか難しいのは青年期の余暇の活動、当然、作業所とかで作業された後に余暇の部分どうするかという観点、また一方で、これまで18歳まで、例えば放課後等デイサービスなどを利用しながらこられた方が、18歳を超えて作業所で作業して、その分、親の就労支援というのですか、親の家族の生活形態がなかなか変わらない中、その部分で、一定程度、そういった余暇活動の場所が必要だといったご意見もある中で、まず、今回お願いいただきまして、市として趣旨採択を受けて、まず、できることからやっていくべきではないかと考えているところです。

それで現在、考えられるのは、まずは、さいわい福祉センターの場所を活用して、場所を確保する支援から始めてき、ただ、将来的に市として青年余暇活動こういった形でやっていくべきといったことは、それは中期的な課題として、また皆様方に、いろいろなご意見をいただきながら、そうした中で、一定の方向性が決まった後に、そこに対して、市が支援できるのかできないのかというところを整理していきたいと思っています。そのためまずは、このさいわい福祉センターの場所の貸し出しといったところから、まずは一步を踏み出していきたいといったご報告でございます。

以上でございます。

【会長】 はい、磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。大体方向性としてはわかりました。

今、厚生労働省では2020年の報酬改正に向けて送迎加算の見直しをしている中で、その報酬改定の委員会の中で出ているのが、放課後等デイサービスも我々生活介護も、送迎については70%ぐらいしか行われていなくて、特に放課後等デイサービスについては90%以上かという調査結果が出て、その調査結果の内容の中では、公共交通機関があるにもかかわらず送迎をしているというような指摘がされていて、そういう意味で送迎加算が廃止するか、もしくは一定程度の制約をするみたいな議論がされているのです。

ちょっと話が変わってしまうのですが、そこら辺のもしそうなった場合に、事業所としては、放デイというのはイコール送迎があるという中で取り組んでいるのですが、そういった厚生労働省の審議についての、もし廃止された場合には、どういう影響があるかなというのをちょっと教えていただきたいと思います。

【会長】 有馬委員、お願いします。

【委員】 優優の有馬です。今、送迎加算は車での送迎をしないと加算がつ

かないんです。歩きで行ったりとか公共交通機関を使うと送迎加算がつかないので、事業的には加算をつけるために、もしかしたらこの子バスで来られるかもしれないけれども車で運んでいるというのが現状です。

だから、そこで送迎加算がつかないとなれば、ほんとうに重度の方でなかなか公共交通機関は難しいという方は送迎して、それ以外の方は公共交通機関となれば、それではスタッフが5人ぐらいの子を一人でバスに乗って連れてこられるかという、それは厳しいし、5対2、5対3で3人のスタッフを4カ所迎えに行かなければいけないのに、それだけスタッフがいません。そうすると一人で来てください、または移動支援を使ってください。移動支援は移動支援でスタッフはいませんとなると、非常に難しいと思います。

あと、またこれとは別なのですけれども、先ほど、いろいろ余暇という話が出ていましたけれども、成人の活動というのは放課後等デイサービスとは違うということ保護者の方たちにご理解いただかなければいけないというのは、事業所として感じています。やっぱり本人のための支援であって、それが移動支援を利用し1対1で好きなところに行くのも一つの支援だし、集団でみんなと一緒に何かをするというのも本人の支援だしというところで、それがもちろんそれが親の就労保障にはつながるんですけれども、あくまでも放デイとは違うんだよということ、事業所として今後は伝えていかななくてはいけないというのは、すごく最近の議論の中で、ほんとうに放課後デイを小学校1年生から高校3年生まで、多分100%に近いですよ、100%に近い方が週3日、4日あるいは5日、6日も利用されている方がいる中で、家で留守番する力をつけることとか、それこそさっきの送迎ではないですけれども、一人で通うという力をつけることとか、それも学校時代にやっていかななくてはいけないことなんだからということ、ほんとうに事業所として保護者の方に伝えていきなというの、すごく感じています。

【会長】 ありがとうございます。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。ありがとうございます。制度は多分2年ごとに変わっていくので、何のための支援なのかというのを確認していき、必要なものについてはちゃんと声を上げていくというのが大事です。放課後等デイサービスについては、今、有馬さんが言ったような形で、学齢期は学齢期の考え方があるかもしれないけれども、ほんとうに子供たちにとっては大事な空間であり、人間関係を広くする、広げる場でもあると思うので、それが成人期ではどうなのかというところを、こういう場で議論をしていきながら、つくり上げていかなければいけないかなど。そうしないと制度に乗っかっちゃって、そのままだと、制度が変わったときに、はしごを外されるという形になるので、しっかり

とそこは親御さんにも伝えていきながら進めていく必要があるのかなと、今、聞いて思いました。ありがとうございました。

【会長】 村山です。ありがとうございました。関連してご発言おありの委員はいらっしゃいますか。

私が先ほどスタート時期のことを伺ったのですが、これ行政官に言うのも釈迦に説法ですが、多分、すぐにやることと少し時間をかけて検討してスタートすることが分かっていることも大事なかなとちょっと思ったものですから、先ほど、あのような質問をさせていただきました。

関連してご発言がなければ次の議題に進みたいと思いますが、いかかでしょうか。よろしいですか。

それでは次の議題に進ませていただきます。報告事項の2相談支援部会報告を高原委員からお願いいたします。

【委員】 高原です。本年の7月2日の火曜日の2時半から4時半まで市役所の205会議室で第1回相談支援部会を行いました。最初に第1回の全体会の報告をしまして、2番目に第5期障害福祉計画のアンケートに出されました地域課題についての読み込みをしました。これは昨年の相談支援部会で、アンケートから見えてくる課題ということで続けてやっておりましたので、その引き続きということで、61ページのところで、アンケートを読んで議論をいたしました。

問23-1で「サービスのうち不足しているもの」というのがテーマなのですけれども、障害児の支援体制についてというところでは、学童の場所が少ないということでしたけれども、何年までなのでしょうかとこの質問に対しては小学校3年までですけれども、一部6年までという対象もあるということでした。

それから就労支援についてですが、作業所の方が障害を理解してくれず、適切な支援をしてくれない。別の場所で働きたいと思っても新たに働ける場所がなく、自分のやりたい気持ち、頑張りたい気持ちをどうすればよいのかわからない。そういうアンケートに対しまして、委員のほうからは、「このような訴えはよく出てくる、会社を辞めた人が結局はフリースクールへ行かれることもあり、うまく支援できないもどかしさを感じる」というご意見や、「仕事がなくともどうやって生きていくか、親が存命中は親に頼っていけるが、親亡き後、目標を持って、一人で地域の中で生きていけるかどうか、それをどのように支援していけるかが大切ではないか。親も高齢になって困っておられる」という、そういうご意見がありました。

それから重度・重複障害者（児）への対応というところでは、医療的ケアを

必要とする方へのサービスが地域に少なく不満足という意見に対して、医療的ケアを必要とされる方への支援は、さいわいセンターでも月から金はできるけれども土、日の預かりはできない。東大和、東京小児、日大光が丘など、限られた医療機関でしか医療的ケアを必要とされる者に対しては対応ができない状況であるということなので一つの課題だということでした。

それから精神障害者への支援についてですけれども、精神障害者がプライバシーを守られ最低限の生活補助を受けながらひとり暮らしができる物件などの環境が整っていないと聞いています。将来親元からどう自立させられるか心配というアンケートに対しましては、「プライバシーが守られ」と書いてあるのですけれども、例えば、避難者名簿の作成とか利用はできるのだろうかという質問に対して、制度により東久留米市を含む各自治体で作成しているが、平常時の利用は関係機関、本人の了承を要する。非常時は利用することができるということでした。

あと、ひとり暮らしができる物件を借りることはできるのかということですが、障害者差別解消法ができたので、不動産屋さんで借りやすくなっているのではないかという意見が出たのですけれども、実際は貸してもらえる場合もあるけれど、それでも断られることが多いという生活支援センターの方の意見でした。

あと特別支援学級を卒業したのにグループホームに入れない人がおられるということなので、これは市によってさまざまということでした。

次に、相談支援部会のあり方についてということで、相談支援部会の振り返りとか、他市の専門部会の状況についてとか、今後の部会の活動計画やあり方についてということで話をしました。

最初に他市の専門部会の状況について事務局で調べていただきましたので、その説明をしてもらいました。これは平成30年7月に出ました東京都心身障害者福祉センター、都内の自立支援協議会の動向という平成29年の報告の資料でして、近隣市では清瀬市の場合には部会として相談支援部会、子供部会、就労支援、権利擁護の4つがあるということでした。西東京の場合は相談支援と権利擁護と計画策定の3つでした。東村山は相談支援と就労支援ということで2つでしたけれども、相談支援のほうは12回毎月開催されているということでした。

そのような他市の状況の説明をしてもらいました後、中で話し合いましたこととしては、相談支援部会で話し合ったことをこの本会議に提出しても、話は聞いてもらえるけれども、なかなかその実行には今まで至らなかったという反省があるということ。

それに対して流されないためにはどうしたらよいかということで、司会者に出席者それぞれに、この問題についてはどう思うという質問をしてもらってはどうかということ、そうすれば市にもわかってもらえるのではないかとというご意見に対して、自立支援協議会の目的は必ずしも要求の場というわけではないのではないかとということとか、市にお願いする部分もあれば、事業所の側が努力、工夫して改善する部分もあるということなんかの意見が出ました。

それからあるいはテーマを決めてやってみてはどうか、時期で区切ってみてはということでした。以前アルコール依存症の方々への支援などの現場の人の話を聞いたのはよかったというご意見。さらに現場（事業所）に直接行って聞くと本音が聞けるのではないかとというそういうご意見が出ました。

それに対して相談支援部会では計画相談が浸透してからは就労支援、居住支援、生活訓練等のサービスをテーマとして幅広くやってきたのですが、しかし、幅広く多岐にわたる上、部会の委員がそれぞれ携わっているサービスの種類や障害の種類が違うので、毎回入門編のような内容になって、一つの問題を掘り下げ、改善策を練るところまでは到達しなかったということ。現場を知ることが大切だけれども、やはりある程度専門的な場をつくって議論しないと、しっかりした意見が生まれ不会ではないか。これは私が言った意見なのです。

それから、計画相談が難航したときにはどうしたらよいか。最後は事業所と市役所で相談となってしまう、自立支援協議会にはそのテーマは出てこないということです。老人福祉の場合にはすぐに包括が出てきてサービスが始まるのに、障害福祉の場合には計画相談があるので最低1カ月ぐらいかかってしまう、時間がちょっとかかってしまうという、そういう問題点があるということでした。

最低限この部会は必要というものはあるのでしょうかということ。私がちょっと司会をしましたので聞いてみますと、災害、生活、高齢化、家族の問題というようなテーマ。あるいは地域生活支援（医療）とくっついた部分で暮らしに関することとか、発達障害分野と障害者の学童のテーマがあるということとか、子供、就労（A、B、移行）、生活支援というそんなご意見が出ました。

今回いろいろな意見を出していただいたので、全体会に報告して検討をお願いしたいと思うということで一応終わりました。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございました。ただ今の高原委員のご報告に関しましてご意見、ご質問、ご発言等おありの委員いらっしゃいましたらお知らせください。

【委員】 高原です。部会につきましては、現在の東久留米には、相談支援部会とまちづくり部会の2つの部会がありますがけれども、相談支援部会をやってきて感じるころとしましては、やはり1つのいろいろな、今回アンケートで出てきた課題を少し議論はしたのですけれども、非常に広い分野なものですから、ある程度専門分野を絞って議論を積み重ねていくことによって初めてこういう対策が打てるのではないかとか、こういう政策が必要なのではないかとか、こういうものが生まれるというふうに思います。他市の状況も3つとか5つとか部会を専門的につくって議論されていますし、将来的には東久留米でもそういうような形で専門的にある程度、的を絞って議論をする必要があるのではないかと思いますので、いろいろご意見を聞かせていただくとありがたいなと思います。

【会長】 村山です。ありがとうございます。いかがでしょうか。ご意見、ご発言おありの委員いらっしゃいますか。有馬委員、お願いします。

【委員】 優優の有馬です。相談支援部会は、もともとは自立支援協議会ができたときにサービス計画をつくるための事業所の方々が最初集まっていたのですね。それぞれの相談支援事業所が作られたときに、じゃあ次何やろうかというところで。ほんとうに私も副部会長をやらせていただいていますけれども、何をテーマにしたら一番皆さんにとって身近で意見が言いやすいのかなというのがすごく悩んでいるところです。相談支援に関しては施設代表者会の中で相談支援部会というのができまして、そこで毎月1回、ほんとうに具体的な、今、現場で困っていることの話し合いをしているので、計画相談のことに関しては、そちらである程度の見通しが持てるのかなと思っています。

自立支援協議会の中の相談支援部会なので、福祉、障害のある方が生活しやすいために市の中でどういうサービスがあればいいのかとか、そういう話をしていけばいいのかなとは思っているのですけれども、参加されている方がほんとうにいろいろな分野の方がいらっちゃって、なかなか統一のテーマが難しいので、いろいろ過渡期かな、考える時期じゃないかなと思っていますので、今すぐではないですけれども、部会について今後ご検討いただくととてもありがたいと思っています。

【会長】 村山です。ありがとうございます。関連してご発言おありの委員いらっしゃいますか。

まさに今、有馬委員がおっしゃった今すぐではないという、かなり難しい問題なので、おそらく年度をかけて話すような内容なのかなという印象を私自身は持っていますが、今この場でご意見等おありの委員がいらっしゃいましたらご発言ください。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。まちづくり部会は私のほうでやらしてもらっているのですけれども、この自立支援協議会では相談支援部会とまちづくり部会ということで、自分なりにもテーマを持っているのが、まちづくり部会というのは障害分野だけでなく、どう市民とつながっていきけるかなというところを一つのテーマにして、それで題材を災害にしているのかなというふうには思っているのです。やっぱりまちづくりというか、障害のある人が暮らしやすいという意味では、市民の人たちが、ふだんからやっているところなんかを事例に出しながら、市民とのつながりを大事にする部会かなというふうには思っています。

相談支援についてはどちらかというところ、いろいろな事業所が、今、民間も含めてできている中で、つながっていくということが大事にされる、必要とされるテーマとしてあるのかなと思っているのです。

まちづくりもそうなのですけれども、まちづくり部会は、さほど頻繁に開いていないから、そこで何か問題解決できるかな、そうではないのかなというふうな。相談支援部会側でも何か解決するのかな、相談支援部会の中から本会に対して提起していくというふうになるのかなと思っているのです。ある意味、代表者会議でできた部会とここの自立支援協議会の部会と本会でうまく課題を個別課題から共通課題にしていきながら、みんなで考えていくという流れをつくりながら、つながりを大切にしていく部会なのかなと自分なりに思っていたので、多岐にわたりはするのですが、そこら辺はやっぱり頑張ってやってもらえたらありがたいなと思っているのです。

【会長】 村山です。ありがとうございます。いかがでしょうか。高原委員、お願いします。

【委員】 ただいまの、頑張ってやっていただければという、そういう励ましの言葉をいただいたのですけれども、確かに実際頑張ってはやってきたのですけれども、相談のつもりなのですから。相談支援部会、その名のとおり、それをそのままとりますと相談支援ですので、相談支援に関するところに絞ってやれば、ある程度、専門的に絞って議論できるのではないかと思います。そうしますとほかの日中活動や、就労支援ですとか、居住支援の部分ですとか、ほかのテーマがいろいろあるにもかかわらず、それに関連する部会というのではないような形になってしまうので、やはりそのところは何らかの形で、障害福祉にかかわる全般の問題をうまく議論できるような形で、部会を組み立てていく必要があるのではないかなというふうにはちょっと思っているのですけれども、いかがなものでしょうか。

【会長】 村山です。ありがとうございます。いかがでしょうか。橋本委員、お願いします。

【委員】 保健所の橋本です。相談支援はすごく幅広いのでどんなテーマであつても東久留米の中で話さなければいけない障害者の課題、支援者が把握していること、障害当事者の方の声がなかなか自立支援協議会には入りにくいので、支援者の方たちがつかんでいるものを相談支援部会で拾い上げるということとはすごく大事だなと思っています。

ただ、まちづくり部会でも同じだと思うのですが、東久留米の場合、自立支援協議会の委員だけで部会をやっているのが、非常に委員の得手不得手であるとか、日ごろ接している部分がすごく限られるのです。協議会の要綱とか要領を見ても部会はあまり取り決めがはっきりしていないので、もしかして委員の皆さんのご意見で、例えば部会はもう少しテーマに沿って関係の方に手弁当で来ていただいて、そこで地域の課題を吸い上げて本会に委員として責任を持って上げてくるということが可能であれば、そんな方法もあるのかなとか。どうしても私たちだけだとほんとうに狭いし限りがあります。市の会議体のルールも大事だと思うのですが、それも見ていただきながら、例えばほかの自治体の自立支援協議会だったりすると、部会は比較的オープンな部分で、部会委員みたいな方を登録していただいたり、その都度必要がある人を呼び込めるみたいなことがあつて、例えば居住支援だと不動産屋さんに来ていただいて障害と不動産提供というテーマでは東久留米の不動産屋さんたちはどういう課題があるとか、何かそういうちょっと広がりを持った話を聞きながら、部会で少し具体的なケースとか事例を通して話ができたり、事例の話プラスそういう方とかの話が聞けると、少し本会に持ち上げやすいかなとは思いますが。済みません。協議会の要領とかを見せていただいているので部会自体がどんなふうに運営されるかとか、どこまで融通がきくのかは市のほうのルールに沿ってかなと思います。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございました。かなり込み入った議論が出てきましたが、部会そのものの機能と役割と立ち位置といいますかという話なんだろうと思うのですが、

【福祉支援係長】 。私は相談支援部会の事務局をさせていただいております。ちょっと内容を補足させていただくと、相談支援部会、まちづくり部会のご報告を行っているかと思うのですが、部会のメンバーは委員の皆様だけではなくて、相談支援部会ですと事業所の方を中心にもう数名入っていただいております。テーマによってお越しいただいてお話をいただくというケースも部会の中での総意を得た上でございます。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございます。関連してご発言おありの委員いらっしゃいますか。

おそらく委員の皆様の頭の中にはいろいろあると思うのですが、これは少し時間をかけるべき議案かなと感じております。この後の進行のこともあるので一度この報告は閉じさせていただいて次の議題に進ませていただきたいと思います。どうしてもという方がいらっしゃらなければ、よろしいでしょうか。

それでは、次第にはないのですけれども、報告事項の追加で済みよいまちづくり部会から口頭でご報告をいただけると聞いておりますが、よろしいですか。磯部委員、お願いします。

【委員】 昨日、1時から部会を開催いたしました。まちづくり部会は、去年なかなか開催できなかったのが、今年度は2カ月に1回取り組んでいきたいということで確認をして、これまでは災害を中心に、災害における障害のある人たちの避難や対策ということで、防災防犯課長の話の聞いたりとか、氷川台自治会の避難訓練を見に行ったりとかということもやってきました。

今年度どうするかということでは、平山さんのほうから、なかなか公助が厳しいので、ろうあ協会で独自に、自助として自分たちでバンダナをつくって取り組んでいる報告をしていただいて、災害というのは待たないなので、そういう意味では、それぞれ団体で取り組んでいる内容とかを出し合いながら本会でも交流していくということが大事かなという話をしました。

まちづくり部会としては、地域の人たちと、そういった障害のある人たちと取り組んでいる内容を知ってもらうということと、その障害の団体や事業所がやっていることをみんなで確認していく、両輪でやっていくことが大事かなという話をしました。住民のほうの方については、今、防災課で各地区で防災訓練をしているということで、防災訓練のときに市長の挨拶の後に、障害のある人たちの取り組みということで報告させてもらって、防災課のほうでも、今、車椅子のこととか障害のある方たちのことがすごく話題になっているという報告もありましたので、そういうことをまちづくり部会でもできたらいいんじゃないかなということとか、FM東久留米で以前、平山さんや、私もちょっと出させてもらったのですけれども、障害のある人たちのこととか、お知らせとか、障害を知ってもらうということとか、そういうことを常に働きかけていくことができるし、FMは防災の拠点として、情報の拠点としてということでもあるので、常にそこにつながっていく必要があるのかなという話をしました。

両輪ということイメージして、市民の地域と私たち団体とを両輪で回していきながら流れをつくっていくことができたらいいねという話をして、2カ月

に1回開催できるよう、また調整していきたいと思っております。

なので今回は、団体から視覚障害者の人たちがどういう取り組みをしているのかなということをお教えしてもらったりとか、できたらいいねという話をしたので、そんな方向で部会を進めていきたいということで、一応本会に報告して進めていけたらいいなと思っております。

【会長】 村山です。ありがとうございます。今の磯部委員のご報告につきまして、ご質問やご意見おありの委員いらっしゃいますか。ご報告の中で平山委員のお名前が何度か出ましたが、もしご発言があれば。

【委員】 平山です。昨日も住みよいまちづくりがあったので、そこに参加しました。それだろうあ協会としては、さっき磯部さんが言いましたように、ろうあ協会ではバンダナをつくりました。ほんとうは去年、障害福祉課につくってほしいと要望を出したのだけれども、時間がかかりそう、また聞こえない人だけのバンダナは難しい、ほかの障害者も一緒に使用できる、そういうものをつくれれば、もしかしたら話は進むかもと言われました。

しかし、聞こえない私たちは、災害のときにとっても困るんですね。それで目で見てわかる方法を発信していくためには何がいいかということで、まず第一歩としてバンダナをつくらうという話が決まりました。ほんとうは公助をお願いしたいのだけれども自助で頑張っつくりました。現物を持参しております。昨日行った人がいるのでみんな見ましたけれども、見ていない人もいると思うので。使う向きによって、健聴者で助けに回れる人の意思表示になるし、聞こえない人が私は耳が聞こえないと発信して、これを見た人が、じゃあ手伝いましょうというふうになります。災害のときの情報がすごく足りないのでもいろいろ不安があります。

これをつくったのはいいけれども市民にアピールする必要がありますよね。これから市民にどういう方法でアピールしていくかというのは、ほんとうまた私たちが協議が始まると思います。これは第一歩として私たちがつくりました。この前のろうあ協会の納涼会の時も市議の方がたくさん参加してくれたので、その場でも報告しています。これからは一般市民にどういう方法でPRしていくかというのは今後の課題だと思っております。

【会長】 村山です。ありがとうございます。今の磯部委員、平山委員のご発言に関連してご意見、ご質問等おありの委員いらっしゃいますか。飯島委員、お願いします。

【委員】 さいわい福祉センターの飯島です。今、平山さんが紹介してくれたバンダナは、聞こえに障害のある方々が作成したのですが、高齢者の方でも聞こえが不自由な方もいるのでそういう意味でも、高齢の方々にも利用して

いただければ、よりいい活用法にもなるねという話も出ていました。

【会長】 広くニーズのある方という意味ですね。

【委員】 そうですね。

【会長】 磯部委員、お願いします。

【委員】 済みません、大事な報告を忘れました。飯島委員に、副部長になっただきました。

【福祉保健部長】 私からも一言いいですか。

【会長】 お願いします。

【福祉保健部長】 公助、共助、自助といったお話の中で、今回、ろうあ協会さんのほうでご尽力いただきまして、バンダナをつくっていただきまして、ほんとうにありがとうございました。

先ほど、平山委員のほうから、これを今度どうやって周知していくのかといった課題もあるといったお話もありましたので、その辺はまた市側にもご相談いただきまして、例えば広報誌で周知するとかそういったことも考えられるので、そこはまたいろいろと協力させて、また連携させていただければと思うところでございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。そのほかご意見、ご発言おありの委員いらっしゃいましたら。武藤委員、お願いします。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。本校でも今、自助、共助、公助のお話がありましたけれども、なかなか昨今PTA活動に負担を感じる方が多かったり、先ほどの、ちょっと青年の余暇活動と話もつながるのですけれども、公助に非常に期待を寄せる方が多いと感じています。

本校としては小学部から高等部までありますので、共助、近所同士でもう一度コミュニティーをつくって助け合えるような仕組みをとということで、ちょっと懇親会を今度検討してみたり、PTAと連携してやっていきたいと思っております。なかなか自助かもしくは公助ということで、共助の部分が非常に薄くなってきているのではないかなという意識もあるので、もう一度住みよいまちづくりという観点からも、障害のある方もない方も、障害を持っている方同士も、もう一度顔を、誰がどんなところにお子さんがいてというのがつなげられるというか、コミュニティーを再構築できるような取り組みができたならと考えています。

本校では、懇親会は15分～20分、近所の人同士で学習会後に集まりましょうということはありませんけれども、今後もそういう形で共助の部分を強くしていけたらいいなと思っております。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかご意見、ご発言おありの委員いらっしゃいますか。力強いご発言が方々から出たので、これぐらいで一度閉じさせていただいて、協議事項に入りたいと思います。

1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の振り返りにつきまして、障害福祉課よりお願いいたします。

【福祉支援係長】 P D C A表の説明に入る前に、前回の自立支援協議会の中で幾つか資料をとということでお問い合わせをいただいた件があるかと思えます。資料2-2から2-3、2-5ということでも簡単にご説明します。

まず資料2-2のほうは、施設入所支援サービスの利用状況についてということ、ご質問がありました地域別の利用者の方と障害別の利用者の方ということで記載させていただいております。

続きまして、資料2-3が福祉施設から一般就労された方が就労定着をどういった形でされているかということで、27年度、28、29、30年度というところで、それぞれ記載させていただいております。

あと資料2-5です。A3の資料、横長の用紙のほうなのですが、こちらはサービスの今回P D C A表で実利用者数、利用時間数等が出ておりますが、そのときにどの辺に支給決定をしていたのかという人数ですとか、決定数のほうを記載させていただいたものがあります。ちょっとデータが多いものですから個別の説明は割愛させていただきます。

一点だけ数値の修正がございます。左下の障害児のサービス種別名というそれぞれございます障害児の方のサービスの支給決定人数でございます。P D C A表にもあるのですが、放課後等デイサービス、左列から3番目、放課後等デイサービスの下段2段、実利用者数(人)が正しくは159人、利用時間数は1,930時間です。済みません。おわびして訂正させていただきます。この数字はごらんいただくP D C A表にも記載されていますので、そちらと同じものになります。

では、前回に引き続きまして、P D C A表の振り返りをさせていただきます。前回の15ページの補装具までが完了しております、16ページの地域生活支援事業からという形になります。ではまず順番に進めていきたいと思えます。

16ページをごらんください。委託相談支援・成年後見制度利用支援でございます。30年度の実績は委託相談支援事業実施箇所は2カ所ということで、さいわい福祉センターとめるくまーの2カ所ということで、これは過去数年と同様ということでございます。成年後見制度はごらんのとおりの0件です。

続きまして、移動支援事業です。ごらんのとおりです。おおむね一人当たり

の利用時間等は微減ですが、前年度から比較しますと、ほとんど同様の動きになっているかと考えます。

引き続きまして、ページをめくっていただいて、17ページ、日常生活用具です。こちら幾つか種別ございまして、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修という6項目でございます。申請によって増減がございしますが、ごらんのとおりの状況です。

【地域支援係長】 続きまして、訪問入浴事業についてです。昨年の実利用者数はお一方1名となりました。サービス利用に向けて相談はもう少しあったのですが、どの方も訪問入浴事業ではなく、他の入浴サービス事業を使って入浴可能という状況になりましたので、訪問入浴事業については1名の方の利用にとどまっております。

続きまして、18ページ、日中一時支援事業です。こちら実施箇所数は前年同様6カ所になりまして、実利用者数は279名となっております。お配りした資料2-5にも記載しておりますとおり、日中一時支援事業支給決定ニーズは382名となっておりますが、事業の内容が家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応ということでサービス提供しているものでございますので、支給決定人数に比べ、実利用者数は少ない状況となっております。

続きまして、手話通訳者・要約筆記派遣状況でございます。30年度は前年より微減の322件となっております。こちら昨年に比べ、市のほうで行う説明会等の回数が減りましたので、それに伴い、手話通訳者の派遣件数が減っている状況でございます。⑦手話奉仕員及び手話通訳者の登録養成事業でございます。30年度は昨年とほぼ同様の人数61名の修了者数となっております。31年度は、実は、登録というか応募数が減ってはいるのですけれども、30年度までは前年同様の数字となっております。

次ページ、19ページをごらんください。⑧地域活動支援センターです。こちらはI型、II型と分かれておりまして、I型はめるくまー、II型はさいわい福祉センターにそれぞれ委託を出しているものでございます。実利用者数は両方とも昨年同様の数値となっております、前回、熊谷委員からもご意見いただいたのですが、なかなか新規の利用者数は伸びていない状況でございます。これはI型、II型も同様の状況が見られる状況となっております。

以上になります。

【会長】 ありがとうございます。ただいまの障害福祉課の説明に関連して、ご意見やご質問おありの委員がいらっしゃいましたらお知らせください。高原委員、お願いします。

【委員】 高原です。最初に説明いただきました資料2-2の②のほう、施設入所支援サービス障害別利用者数ですけれども、これは主たる障害ということだと思っております。重複されておられる方、精神障害のほうがゼロになっておりますので、重複の方もいらっしゃると思っておりますけれども、ここではちょっとそれはカウントはされていないということ、ある程度、精神の方もおられるという数的なものというのはわかるものなのではないでしょうか。

【福祉支援係長】 こちら施設入所ということで身体、知的というところで、主たる障害ということで記載しております。総計が同一なものもそういったところがございます。委員のおっしゃったような重複、一般に知的障害の方と精神障害の方がということもケースとしてはあり得るかと考えます。個別の数値については手元にはございませんが、おっしゃるとおりです。以上です。

【委員】 どうもありがとうございました。

【会長】 村山です。ありがとうございました。そのほかご意見、ご質問おありの委員いらっしゃいますか。磯部委員、お願いします。

【委員】 移動支援事業については少し実人数が減ったのですかね。移動支援については、東久留米は月20時間については具体的に利用される方々の中でこうしてほしいという話とかは出ています？ 特に出ていないですか。もうちょっと時間数増やしてほしいとか。特に……。

【地域支援係長】 時間数の増加の要望というのは今のところそんなに多くいただいていないところです。ただ、事業者さんによっては、支援者の方がかかなかつけれないということで、予約がとりにくいというところで、市側にいろいろなご意見なりご要望いただいているところはございますが、そういった事情があるので、なかなか時間数を増やしてくれというような話までは要望をいただいていないところがございます。

【会長】 有馬委員、お願いします。

【委員】 優優の有馬です。利用者さんは、やっぱり土日をされている方は大体10時から4時の1日6時間ぐらいご利用されて、ほんとうなら6掛ける4の最低24時間は欲しいというのが、最低でも週1回ぐらいはお出かせたいから24時間あればねというので、実際たまたま4回入れた方は4時間は自費でいただいています。自費を払われて使っている方もいるのですけれども、現実問題、月に2回か3回しか受けられないので、増えてもしようがないしねというので、あきらめているのかなというのが実際のところかなと思います。

やっぱりどこの事業所もヘルパー不足で、ほんとうに6時間の依頼を3時間にして、午前中3時間で午後を3時間で、そうやって分けて、2人3時間なら受けられますけれどもとかっていうのをお願いしてやりながらやっているのが

現状です。

【会長】 村山です。ありがとうございます。昨年度この協議会でも人材育成の話が出たと思うのですが、かなり大きな問題かとは思いますが。そのほかにご発言いかがでしょうか。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。前回ちょっと出られなかったのですが、資料2-3のところでは一般就労した者ということであるのですが、上の原にスパ施設ができましたが、あそこに障害のある方って可能かなと思って。障害のある人が就労、働いてくれたらいいなと思った、そこら辺の把握はあるかどうかちょっと聞きたいです。

【地域支援係長】 今のところ、スパジャポでしたっけ、そちらで障害者の方を雇用していただいているというお話は聞いておりません。ただ、お隣のビバホームさんについては、障害者雇用にかなり積極的に取り組んでいただいております。今年度も別の会にはなるのですが、そういった取り組みを一般の市民の方であったりとか、市内の事業所さんにそういった取り組みを知ってもらおうということで講演会等の開催は予定しております。それについても積極的に協力していただけるというようなお話はいただいております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問おありの委員いらっしゃいますか。高原委員、お願いします。

【委員】 高原です。資料2-5、サービス決定、参考資料のほうですが、サービス決定数ですが、これ今回初めて拝見しましたのですが、例えば就労継続支援（B型）は7,821日の決定をされているけれども利用時間は5,230だということで、実利用時間数、これは日数は少なくなっていると思います。ちょっと一つわからなかったのは計画相談支援ですが、実利用者数95人というのは、これは3月の時点とかそういうものなのでしょうか。ちょっと単純な……。

【地域支援係長】 こちら年間の平均利用者数になっておまして、掛ける12ぐらいが年間の延べ利用人数になっております。

【委員】 一月平均95人ということで。わかりました。ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

【福祉支援係長】 続きまして、児童系サービスについて説明させていただきます。事業量に関してということで24ページをごらんください。児童発達支援でございます。こちらが実際の実利用者数が62人、利用日数が826日ということになっております。前年度に比較しまして利用日数は増えておりま

すが、実利用者数も増えておりますので、1人当たりの利用日数は少し減となっております。

続きまして、次のページをごらんください。25ページの上段、放課後等デイサービスです。こちらが実利用者数159人、利用日数1,930日となっております。先ほど資料2-5のほう、この数字によって訂正させていただきました。利用日数、人数ともに増傾向、ここ数年ずっとそういった形で推移しています。

続きまして、下段の保育所等訪問支援です。こちら29年度からの新しい制度ということで対応しております。30年度の実績が利用者数4名、利用日数が11日ということで、こちらにも利用がされてきているというところです。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございます。ただいまのご説明に関連してご意見、ご質問おありの委員いらっしゃいましたらお知らせください。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。大したことではないですけれども、表記を「令和」に変更しないのですか。

【会長】 村山です。おそらく計画に書いてあるまんま表に載せる必要があるという、おそらく完全に手続的な理由だと私は推測しましたが。

【福祉支援係長】 お見込みのとおりです。

【会長】 そのほかいかがでしょうか。飯島委員、お願いします。

【委員】 さいわいの飯島です。児童発達支援、24ページです。これは今年から取り組んでいるわかくさ学園の取り組みも数としては入っているのでしょうか。

【福祉支援係長】 こちら、わかくさ学園の支援についても、児童発達支援という障害児福祉サービスで行っているものです。ですので、その数も含まれております。

【委員】 わかりました。

【会長】 そのほかいかがでしょうか。特になければ今度こそ先に進ませていただきます。次第の3番、その他ですが、まず、障害福祉課より都の交流会についてお願いします。

【管理係長】 資料番号は振っておりませんが、追加で2枚お配りさせていただいた紙になります。東京都の自立支援協議会のほうから令和元年度地域自立支援協議会交流会の開催についてということでお知らせをいただいております、日時が9月2日の月曜日です。対象の方が地域協議会の委員等という形になっておりますので、どなたかご参加希望される方は事務局のほうまでご連絡

絡をいただければと思います。

以上となります。

【会長】 村山です。ありがとうございました。ご質問おありの委員いらっしゃいますか。では、ご関心お持ちの方はよろしくお願いいたします。

こちらで事前に用意されている議題は以上になりますが、もし委員の皆様から議題等おありでしたらお知らせください。磯部委員、お願いします。

【委員】 まちづくり部会でも報告させてもらったのですが、防災キャラバン in 六仙公園というのが今年は12月15日に開催されるんだったかと思えます。

やっぱり防災キャラバンでも障害のある人のことについて取り組んでいきたいという報告があったので、また今度ここに参加させてもらいたいなと思うので、もし一緒に行かれる方があったら障害福祉課のほうに言っていただいて、一緒に行けたらなと思っています。またお知らせとか、多分、ちらしが来るんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】 村山です。ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。事務連絡もいいですか。

それでは、令和元年度第2回の自立支援協議会をこれで閉じさせていただきます。迅速な協議、審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —